

「こうのとりのゆりかご」の運用状況の検証に関する報告（NO. 15）

（検証対象期間：平成23年1月1日～平成23年3月末日）

平成19年5月10日に慈恵病院が設置された「こうのとりのゆりかご（以下、「ゆりかご」という。）」の運用状況の検証結果について、次のとおり報告する。

1 違法性の検討について

上記対象期間の「ゆりかご」の運用状況に刑事法上の「明らかな違法性」は認められない。

なお、子どもの権利を侵害しないように、今後も個別の運用状況を継続的に検討する必要がある。

2 許可時の留意事項の遵守状況について

（1）子どもの安全確保

平成23年1月24日から、新産科棟南側にゆりかご設備が移転をしているが、新旧施設ともに、子どもの安全確保について、特に問題の発生は確認されていない。

① 設備の保守点検は、適正に行われていることが「保守点検表」に基づき確認された。

② 関係職員による運営会議は、適切に開催されており、「ゆりかご」の運用に関する各種連絡・調整が図られている。

（2）相談機能の強化

「ゆりかご」はできるだけ使われないことが望ましく、事前の相談で支援につなげることが本来の目的である。慈恵病院が設置された「SOS赤ちゃんとお母さんの相談窓口」には、1月～3月に合計136件の相談が寄せられており、うち継続相談が必要な事例が22件であった。また、毎月カンファレンス会議を開催し、相談員の情報の共有化を図るなど、病院としての相談業務に取り組まれている。

（3）公的相談機関等との連携

「ゆりかご」の運用に関する公的相談機関等との連携については、警察への通報、児童相談所・市への通告及び情報公開のあり方も含め、適切に対応されている。

3 現時点での検証評価

以上のとおり、「ゆりかご」の運用に刑事法上の「明らかな違法性」は認められ

ず、また、許可時に付した3つの留意事項についても遵守されている。しかし、今後、新たな事例が発生する可能性は否定できないことから、引き続き「ゆりかご」の運用状況の検証を継続する必要がある。

#### 4 利用状況の公表について

利用状況の公表については、子どもの人権とプライバシーを守るため個人の識別につながる恐れがないことを基本として、社会的検証につなげていく観点から、公表項目についての検討を行い、当部会としての意見を取りまとめた。

#### ○熊本市要保護児童対策地域協議会「こうのとりのゆりかご」専門部会

##### 第15次会议

・開催日時：平成23年4月28日（木）9：00～

（出席委員名簿）

氏名	役職	分野
弟子丸 元紀	益城病院医師	精神科
国宗 直子	弁護士	法律
山崎 史郎	熊本学園大学 社会福祉学部教授	心理学
山縣 文治	大阪市立大学大学院 生活科学研究科教授	児童福祉
上村 宏渕	熊本県養護協議会会長 (福)龍山学苑理事長	福祉施設